

(別紙)

就職氷河期世代再チャレンジ支援 オンライン学習プログラム活用就職促進業務 仕様書

1 総 則

就職氷河期世代再チャレンジ支援 オンライン学習プログラム活用就職促進業務(以下「業務」という。)は、契約書に定めるもののほか、この仕様書により実施するものとする。また、業務の実施に当たっては、委託者と十分な連絡調整を行い、円滑な実施を図るものとする。

2 背景・課題

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期(概ね平成5年から平成16年)に学校卒業期を迎えた、いわゆる「就職氷河期世代」においては、卒業時、不安定な就労や無業に移行したこと、本来の希望と乖離した条件等で就職せざるを得なかったことによる早期離転職などが端緒となり、今なお、不安定就労等を余儀なくされている者が少なくない状況にある。

就職氷河期世代は、就業状態等に応じ、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業の状態にある方、③社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方に分けられるが、静岡市における対象人数はそれぞれ、① 2,200 人、② 1,700 人、③ 2,100 人の計 6,000 人程度と推計している。

本市においては、令和3年度に「就職氷河期世代就職及び社会的参画促進事業基本計画」を策定し、就職氷河期世代の再チャレンジに向けた意識向上の講座の提供や既存地域リソースの機能強化に取り組んできた。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化等、正規雇用者数の増加が全国的に伸び悩んだ。そのため国は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度からの2年間の「第二ステージ」と位置付け、効果的・効率的な支援を実施する方針を示した。

本市でも、令和4年度までの取組において、進路決定者(就労や社会参加を果たした者)数は目標を下回り、その背景として、多様化する就労困難者へ対応の困難さ、マインド・スキル面での本人の準備不足、本人の特性を踏まえた企業での就労環境の未整備といった課題が明らかとなった。

3 事業の目的・趣旨

本事業では、不安定な就労状況にある方のうち、求職中ではあるが、種々の理由により積極的な求人への応募や、スキルアップの機会を得ることが困難な方を対象に、オンライン学習プログラムを通して就労に必要なスキルの習得や向上を支援するとともに、キャリアカウンセリングや企業相談会等の企業とのマッチング機会の創出などの伴走支援を行うことで、自らが望む就労先へと結びつけることを目指す。

4 対象者

静岡市内に在住しているいわゆる就職氷河期世代で求職中の者(以下、「支援対象者」という。)とする。

支援対象者の年齢は、令和6年4月1日時点において、概ね満36歳から満56歳(昭和43年(1968年)4月2日から平成元年(1989年)4月1日までに生まれた人)とする。

ただし、上記に該当しない者についても、委託者と協議の上、柔軟な対応をすること。

5 業務の仕様

具体的な業務内容は次のとおりとする。

(1) 本業務の運営及び進捗管理

本業務及び関連する事業全体の管理・マネジメントを行うことで、円滑な業務遂行を図る。

(2) オンライン学習プログラムの提供

ア 就労に役立つスキルを取得するための講座をオンラインで開催する。ただし、既存のオンライン講座をこれに充てることは可能とする。なお、受講者数は40人程度を目安とする。

イ 支援対象者のニーズに合わせて複数のプログラムを用意する。なお、IT関連のプログラムを1講座以上含めること。

ウ 講座受講料は無料とする。

エ 受講状況の進捗管理を行い、期間内に修了できるよう支援対象者への助言を行う。

(3) 就労に向けた伴走支援

ア 専門家によるカウンセリングの実施

(ア) 回数

委託期間中に、支援対象者に対して、一人につき1回以上実施する。

(イ) 内容

キャリアコンサルタントの資格等を持つ専門家によるカウンセリングを行う。

イ 就労を目的とした企業との交流機会創出

(ア) 回数

委託期間中に1回以上とする。なお、開催日程は、支援対象者のニーズ等を考慮して設定すること。

(イ) 内容

a 上記(2)受講中又は受講後の支援対象者に対し、企業とのマッチングを目的として交流機会を設定し、該当する支援対象者が積極的に参加するよう促す。

b 参加企業は、原則として静岡市内を拠点とし同拠点に採用権限を持つ企業とする。ただし、支援対象者のニーズ等を考慮して柔軟な対応をすること。

c 支援対象者の就労形態は原則として正規雇用を目指すものとする。ただし、支援対象者が希望する場合は、就労形態を限定するものではない。

d 支援対象者の企業とのマッチング件数は、20件以上を目安とする。

6 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

7 疑義等

事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者等と密に連携し進めるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。

8 完了報告

受託者は、業務完了後、速やかに以下の書類を書面及び磁気記録媒体等にて提出すること。

(1) 業務完了報告書

(2) 実績報告書

(3) その他参考となる資料

9 留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、委託者と連携を密にし、業務の進捗状況を随時報告し、必要な協議を行うこととする。疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (2) 本業務の目的を十分に把握し、本業務の遂行に必要となる事項について委託者と調整を図り、適切な事業計画を立案・作成すること。
- (3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を第三者に提供し、又は目的以外に使用しないこと。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律及び静岡県個人情報保護条例を遵守すること。
- (6) 本業務の遂行に当たって、受託者と関係者等との間の苦情、トラブル等が発生した場合は、受託者が迅速かつ誠実に対応すること。対応が困難な苦情等が発生した場合は、迅速に委託者に報告し、対応を協議すること。
- (7) 本業務で得られた成果物（上記8の報告書を含む。）に係る全ての権利は、静岡市が所有するものとする。また、静岡市は、個人情報等の公開できない情報を除き、当該成果物を自由に公表し、また使用することができる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、これを決定する。